

公共事業再評価調書

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：一般県道石垣空港線道路改築事業				
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県	当回事業期間：H21～H31		
	事業箇所：石垣市	根拠法令：道路法	変更事業期間：H21～H34		
	総事業費(百万円)：19,141	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=8.9m, W=9.0～28.0m		
(整備目的)	<p>石垣空港線は、平成25年3月に開港した新石垣空港から国道390号平得交差点に至る全長約9kmの幹線道路であり、新空港と市街地及び石垣港が直結される重要な路線である。</p> <p>新空港は市街地及び石垣港から約15kmに位置し、新空港開港前より空港から市街地までの移動距離及び時間が大幅に増加している。</p> <p>本路線の整備により市街地及び石垣港と新空港のアクセスの強化を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保し既存道路の混雑や事故の低減を図るとともに、八重山圏域における物流及び交流の活性化に寄与するものである。</p>				
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
4 事業の 進捗状況 (H30.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	19,141	8.9	262.5	
	実施済	6,743	1.0	175.0	
	率	35%	11%	67%	
5 事業効果の 評価指標 (検計年50年) (基準年H30) (単位:百万円)	① 走行時間短縮	61,583	① 事業費	17,764	
	② 走行経費低減	4,900	② 維持管理費	1,200	
	③ 交通事故減少	200			
	総便益	66,683	総費用	18,964	
	基準年換算(B)	25,325	基準年換算(C)	18,057	
	費用便益比 (B/C) = 25,325 / 18,057 = 1.40				
6 事業を巡る 状況の変化	<p>① 社会・経済：新空港の開港に伴い、入域観光客数が大幅に増加しており、レンタカー登録台数、既存道路の交通量及び事故件数が増加している。</p> <p>旧空港跡地において区画整理が計画されており、本路線沿線に消防庁舎が移転し、平成30年10月に県立八重山病院が、平成32年度に石垣市庁舎が移転予定である。</p> <p>② 地元・自治体：平成29年11月に石垣市長より石垣空港線の全線早期供用開始の要望があった。</p> <p>③ 利害関係者：一部難航している地権者がおり、任意交渉と並行して土地収用法による手続きを進める。</p>				
7 事業の必要性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 平成25年3月に開港した新石垣空港から市街地及び石垣港へは一般国道390号、市道及び農業用道路が利用されており、年々増加傾向にある空港利用者や物流等による通過交通と、通勤や買い物に加え農作業による地域内交通が錯綜し、円滑かつ安全な交通が阻害されている状況である。</p> <p>また、一般国道390号は歩道幅員が狭く、加えて朝夕の交通渋滞や豪雨時には冠水による通行止めが発生している状況であるため、本路線の整備を早急に進めることにより、新空港と市街地及び石垣港のアクセスの強化を図り、通過交通と地域内交通の分散により、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 用地買収が67%に達しており、本路線沿線において市庁舎や新八重山病院等の移転が進められていることから、現計画を継続して実施することが効率的である。</p> <p>③ 事業効果の発現状況： 平成30年3月20日に平得北交差点から市道タナド一線までの約1.8kmについて、暫定2車線で供用開始した。</p>				
8 今後の対応・見直し	<p>① 事業計画等： 現計画どおり事業を進め、平成34年度の完成を目指す。</p> <p>② 対住民関係： 難航用地については、任意交渉と平行して、土地収用法による手続きを進める。</p> <p>③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。</p>				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				